

第5章 東海地震防災応急対策

(南海トラフ地震に関連する情報（臨時）)

第1節 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に伴う当面の対応（震災）

第1項 大規模地震対策特別措置法による防災対応の取扱い

大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。しかし、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」を平成29年9月に取りまとめ、この報告の中で、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」との考えが示された。一方で、「現在の科学的知見を防災対応に生かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要」であり、「その結果を受けて、必要に応じて現行制度の改善や新たな制度構築も検討すべき」との考えも示された。

第2項 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の国の対応

前項の報告を踏まえ、国の中央防災会議幹事会は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応について、以下のとおりとすることとしている。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」について

- (1) 気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

- (2) 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

2 国の対応について

(1) 内閣府（防災担当）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。ただし、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部の設置又は関係省庁災害対策会議が開催されているときは、関係省庁災害警戒会議の開催に代えて、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を開催するものとする。

そのため、内閣府（防災担当）は、速やかに関係省庁災害警戒会議を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

(2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、関係省庁災害警戒会議（（1）において開催する緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）において関係省庁による今後の取組を確認するとともに、内閣府（防災担当）は、国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

(3) 関係省庁においては、関係省庁災害警戒会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。総務省消防庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県（南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。以下同じ。）に連絡を行うものとする。指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）を所管する関係省庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに当該指定公共機関に連絡を行うものとする。

(4) その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の内容に応じ、内閣府（防災担当）が必要があると認める場合に、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。

(5) 上記に掲げる対応のため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表したときは、直ちに内閣官房（内閣情報集約センター）、内閣府（防災担当）、総務省消防庁及び関係都府県にその旨を連絡するものとする。

(6) この申合せについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。

(7) 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。

第3項 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の県の対応

国の対応を踏まえ、県は、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、以下のとおり対応する。

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 県の体制（「南海トラフ地震準備体制」）

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取るものとする。

各部局、地方災害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制を取るものとする。

とする。

なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」を取らず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。

(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。

ア 市町関係

全市町、全消防本部

イ 防災関係機関

陸上自衛隊（第33普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部）

(3) 緊急部長会議の開催

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。

参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長

内 容：津地方気象台からの状況説明

県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認

知事指示事項

県民への呼びかけ

報 道：公開とする。

2 県民への広報

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、三重県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼び掛け等を行い、最大限の減災を図るものとする。（文例は別紙参照）

また、各市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請する。

3 県有施設等の点検

各部局は県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行うものとする。

また、県有施設以外の各部局の関連施設の点検についても、施設管理者に対し周知する。

4 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の発動を想定し、受援体制を整えておくものとする。

5 「南海トラフ準備体制」廃止時期

おおむね1週間単位毎に、体制の必要性を総合的に判断するものとする。

6 関連計画の取扱い

本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

(別紙)

県民に呼びかける文例について

県民に対する様々な呼び掛けを、各種伝達手段（マスコミ発表、県ホームページ、SNSなど）を活用して実施する。

【具体的な呼び掛けの例】

1 家庭における措置

・テレビやラジオ、インターネットなどを利用して正確な情報の収集に努めてください。また、市役

所・町役場からの防災行政無線や、消防署・警察署などからの広報情報に注意してください。

- ・津波浸水地域やがけ地の崩落危険個所など、大地震で危険が予測される場所にお住まいの方は、場合によっては事前に避難しておくなど、安全の確保をお願いします。
- ・火を使用する場合は、すぐ消し止めることができるよう準備するなど、十分注意してください。
- ・地震発生後の断水に備え、バケツや浴槽などに緊急用水を貯めておきましょう。
- ・いざ避難しなければいけない時に備え、生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、貴重品等の非常持出品および救助用品が準備できているか確認しましょう。
- ・家具の固定、最寄りの避難所・避難場所や家族との安否確認手段の確認をしましょう。
- ・身軽で安全な服装にし、季節に応じた温度調整が出来るよう準備しましょう。
- ・揺れで出入口が開かなくなる場合があります。万一の時の脱出口を確保しましょう。
- ・自治会や自主防災組織は、地域住民に情報を伝達するとともに、避難誘導や発災に備えた初期消火及び救助活動を準備しておきましょう。
- ・車を運転する場合は、走行中に地震が発生した場合の対応を確認してきましょう。（徐々にスピードを落としながら、避難者の通行を妨げないような場所を選び、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま、窓は閉め、ドアはロックしない）

2 職場における措置

- ・防火管理者・保安責任者などを中心に職場で防災会議を開き、役割を分担し、通常業務の中でも出来る限りの安全措置を取りましょう。
- ・建物内外を問わず、物の落下や下敷き等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をしましょう。
- ・消防計画、予防規定などに基づき、危険物に注意し、危険個所を点検しましょう。
- ・職場の自衛消防組織の出動体制を整備しましょう。
- ・重要書類等の非常持出品を確認しましょう。
- ・就業時間外に地震が発生した場合の従業員間の情報伝達手段を確認しましょう。
- ・企業BCPを確認し、社員で認識を共有しましょう。
- ・地震発生後の事業所内外との情報伝達手段を確認しましょう。
- ・不特定多数の人が出入りする職場では、入場者の安全確保の具体的な方法を確認しましょう。
- ・近くの職場同士で協力しあいましょう。

第4項 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際の市の対応

当情報は、新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応であるため、本市としては、県の「当面の対応」並びに現行の大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に関連する情報」に対応した名張市地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用する。また、この対応については、国・県の運用等に応じて適宜見直しを行う。

第2節 東海地震に関する防災応急対策（震災）

第1項 応急対策の目的

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という)は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成25年4月時点で東海地域を中心に1都7県157市町村、本県では10市町が東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。

名張市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、大規模な地震が発生した場合、被害が発生するおそれがある。また、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生も懸念されている。

よって、この章は、大震法第6条第1項の規定に基づき、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

この章は、次の考え方を基本に策定したものである。

1 基本的な考え方

- (1) この章は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震の注意情報が発せられてから地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成するものとする。
- (2) この章は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は、「第3章災害応急対策計画」により対処するものとする。
- (5) 市、防災関係機関は、この章を基本としながら警戒宣言発令に伴う体制整備に万全を期するものとする。
- (6) 市は、詳細な震度の分布のもとに、市域を細分して、市内で複数の防災対応を計画することができるものとする。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応をとる場合は、その必要性和確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定めるものとする。

第3項 地震防災応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び消防団の配備等

- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 県

県は県警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会の秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の実施
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各警察本部の警察活動に関する指導・調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集・伝達
- カ 津波警報等の伝達

(2) 財務省東海財務局

- ア 金融上の諸措置
- イ 地方公共団体において、国有財産(普通財産)を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときに、関係法令等の定めるところにより行う無償貸付等を適切に行う。
また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。

(3) 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ア 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備(関係団体への要請を含む)
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する指導
- エ 農地、農業用施設(ダム、ため池、農道等)の管理、指導

(5) 東海農政局三重農政事務所

- ア 政府所有食糧の在庫数量把握
- イ 応急食糧の知事又は知事の指定する者への緊急引渡準備及び業者指導
- ウ 災害対策用乾パンの調達準備

(6) 近畿中国森林管理局

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
- イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
- ウ 国有林野の火災予防措置
- エ 災害対策用復旧用材の供給準備

(7) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
- ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

(8) 中部近畿産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
- イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導

(9) 中部運輸局三重運輸支局

- ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
- イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整

(10) 津地方気象台

- ア 地震に関連する情報等の通報
- イ 地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

(11) 東海総合通信局

電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の調整及び電波の統制監視

(12) 三重労働局

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

(13) 中部地方整備局及び近畿地方整備局

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
- イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
- ウ 人員・資機材等の配備・手配
- エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
- オ 道路利用者に対する情報の提供

(14) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社NTTドコモ三重支店

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施

オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) KDDI株式会社中部総支社

ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) ソフトバンクモバイル株式会社

ア 警戒宣言、地震に関する情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(4) 日本銀行名古屋支店

ア 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助

イ 関係機関との協議に基づく、「第4章第5節第3項2(4)金融対策」に掲げる措置の民間金融機関への要請

(5) 日本赤十字社三重県支部名張市地区

ア 医療救護班の派遣準備

イ 血液製剤の確保及び供給の準備

ウ 救護物資の配布準備

(6) 日本放送協会津放送局等

ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告

イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置

ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動

エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知

オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 独立行政法人水資源機構

ア 警戒宣言、地震に関する情報等の収集及び伝達

イ 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備

ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保

(8) 中部電力株式会社三重支店

ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(9) 日本郵便株式会社

ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保

イ 郵便局における業務の取扱いの停止

ウ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示

エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(10) 独立行政法人国立病院機構

ア 所管する国立病院機構の病院における医療救護班の編成及び知事の応援要請に基づく出動及び被災者の医療措置

イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療

ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸事務所をして医療救護班の活動支援

5 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人 名賀医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 報道機関(日本放送協会津放送局を除く)

日本放送協会に準ずる

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社(三重交通株式会社等)

ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報

イ 乗客の避難、救護

ウ 車両の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(4) 一般社団法人 三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保、物流専門家の派遣等

(5) 鉄道事業者(近畿日本鉄道株式会社等)

ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ 旅客の避難、救護

ウ 列車の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(6) ガス事業者(都市ガス事業者及び三重県LPガス協会)

ア 供給設備及び工場設備の災害予防

イ 需要家に対する災害予防広報

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

(2) 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

ア 産業経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)

イ 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団)

ウ 危険物施設等の管理者

エ 土地改良区

第3節 配備体制計画（震災）

第1項 計画目標

○注意情報及び警戒宣言が発令された場合に、民心の安定を図るとともに、緊急対策を推進するために市災害対策本部を設置し、活動体制を整備する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 配備の体制

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び応急対策を実施するため、直ちに市災害対策本部を設置し、非常体制をとるものとする。

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ 出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

2 出動の準備

- (1) 注意情報が発表された場合は警戒体制とし、地震災害発生に備えて出動準備を整える。
- (2) 警戒宣言が発令された場合には、全職員は非常警戒体制に従事するものとする。
- (3) 応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、機能の整備を行う。
- (4) 職員は、勤務時間外においては、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、非常警戒体制の命令が出たときは直ちに災害業務に従事するものとする。

3 市災害対策本部の概要

市は、警戒宣言が発令されたときは、市災害対策本部を設置する。

(1) 市災害対策本部は、概ね次の事項を実施する。

ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ア) 必要に応じ県に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

ケ 自主防災組織活動の指導、連携

コ その他地震防災上の措置

(2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。

ア 消防本部は、市災害対策本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

(ア) 情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立

(ウ) 危険区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達

(エ) 出火防止のための広報

イ 消防団

(ア) 情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

(ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

(エ) 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)

(オ) 住民の避難誘導

(カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備

(キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール

(ク) 救助用資機材の確保準備

(ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第4節 情報伝達計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発令された場合及び東海地震注意情報が発せられた場合に、警戒宣言及び東海地震に関する情報等を各防災関係機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

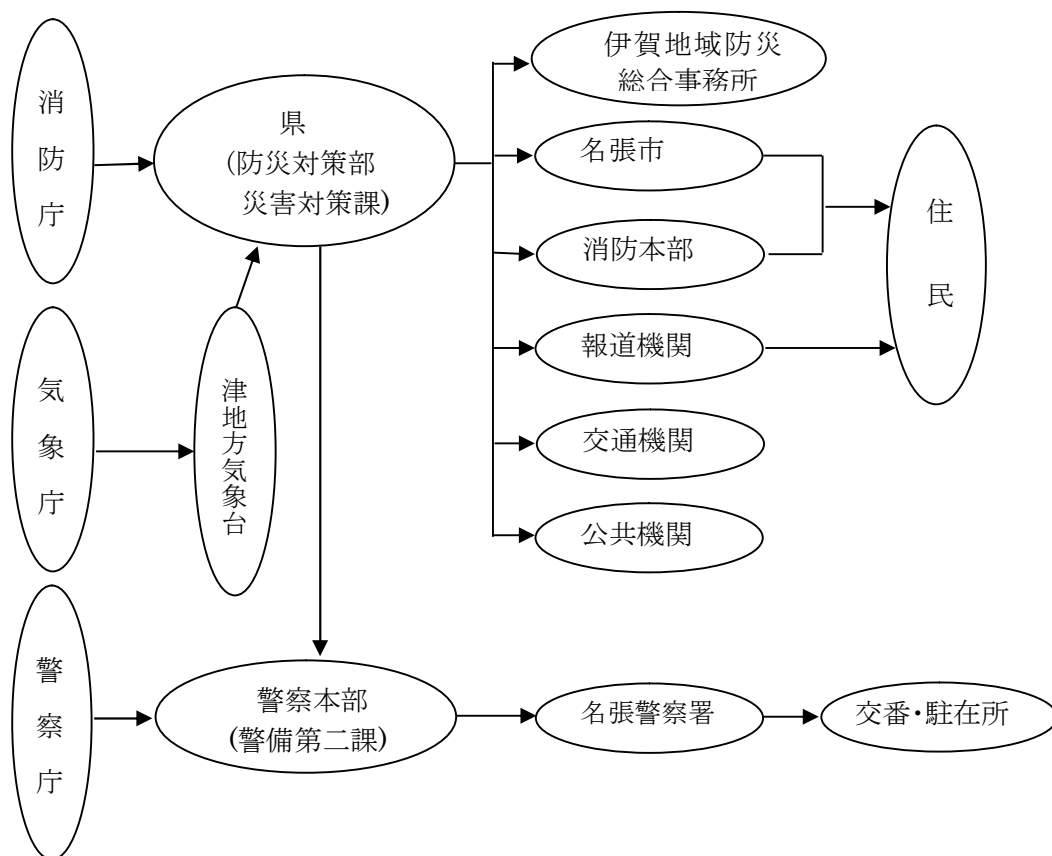
第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対策

1 伝達系統（大震法に基づく警戒宣言、地震予知情報等の伝達系統）

警戒宣言、地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



2 警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

- (1) 県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、防災行政無線等において、確実に行うものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに緊急メール、防災ラジオ、「FMなばり」、

警鐘及びサイレン等を用いて、地域住民等に確実に伝達するものとする。

- (3) 市内部における伝達は、勤務時間内は、庁内放送、電子メール等により行う。勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網、職員向け安否参集確認システム等により職員に伝達する。

3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者を予め定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の地震防災応急対策の実施状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- (7) 消防職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

4 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部（伊賀地域防災総合事務所）を通じて速やかに行うものとする。その主なものは、次のとおりである。


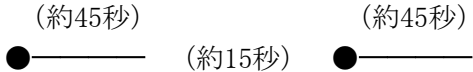
- (1) 避難の状況
- (2) 市の防災応急対策の実施状況

5 市民等への伝達

内部連絡組織を整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。ただし、注意情報の市から市民への伝達については、報道機関の報道開始時から行うように努める。

6 信号伝達方法

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は次のとおり。

警 鐘	サイレン
 (5点)	 (約45秒) (約15秒) (約45秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。	

7 市長から市民・事業所への呼びかけ（例文）

市民並びに事業所の皆さん、私は名張市長〇〇〇〇です。

既に、テレビ・ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言が発令されました。

この地震が発生しますと、かなり強い地震が予想されますので十分警戒してください。

既に、市では職員が非常配備について防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、第1点は火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

第2点は消火の準備や飲料水の汲み置きをお願いします。

第3点は皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難を行う場合は市職員、警察官、消防職員などの指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力をあわせて、この非常事態を乗り切っていきたいと願ひ、ただいま全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

8 広報の方法

- (1) 市有車両、消防自動車等による巡回広報
- (2) 「FMなばり」、緊急メール・防災ラジオ等による広報
- (3) 自主防災組織、区・自治会及び地域づくり組織への協力要請による地域住民への周知
- (4) 新聞等の報道機関への情報提供

9 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の内容、特に市内の地震の予想
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報
- (5) 混乱防止のための対応措置
- (6) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (9) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (10) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な行動の呼び掛け
- (11) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合の防災体制に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

第5節 避難対策計画（震災）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び災害発生前の避難行動による混乱防止措置を行う。
- 児童生徒等の安全対策を定めておくものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・地域環境部・福祉子ども部・教育委員会・消防本部

第3項 対 策

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、市地域防災計画において、山・崖崩れの発生が想定され、避難の勧告・指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という)の住民は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 避難対象地区の住民が避難地まで避難するための手段については、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民については、地域の実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活については、要配慮者等に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。
- (5) 市は避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができるものとする。
- (6) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

2 避難のための勧告及び指示

- (1) 勧告・指示の基準
警戒宣言が発せられた場合、市長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要するときは、「避難の指示」を行うものとする。
- (2) 勧告・指示の伝達方法
市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住居等に対し、防災行政無線、ケーブルテレビ、「FMなばり」、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察署に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。
なお、市は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。
- (3) 避難に関するの周知事項
市（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。
ア 避難対象地区の地区名

- イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ウ 避難経路及び避難先
- エ 避難する時期
- オ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等)

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は名張警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市に対する要請事項

(2) 市は、避難状況について県へ報告する。

5 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。

(イ) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内に設置することもできる。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

エ 避難地の運営

(ア) 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

(イ) 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確

- 保と秩序維持のため、必要により警察署に警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難地の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (エ) 自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送ることができるように努める。

6 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
- ア 児童生徒等が在学中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- イ 児童生徒等が、登下校途中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ウ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、休校とし、児童生徒等は登校させない。
- (2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者及びその他関係者と協議のうえ、地域の実態に則した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には災害の発生を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

第6節 緊急輸送計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 緊急輸送基本方針

- (1) 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県警戒本部及び市災害対策本部が行うものとし、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部において行うものとする。
- (2) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (3) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。

3 輸送体制の確立

- (1) 輸送の方法
 - ア 陸上輸送
本編第3章災害応急対策計画第17節「緊急輸送活動」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
 - イ 航空輸送
県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼するものとする。
- (2) 輸送手段の確保
次により、輸送手段の確保を図る。
 - ア 市有車両の活用
 - イ 民間車両の借上げ
 - ウ 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を依頼する。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第7節 自衛隊との連携計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対 策

1 市長の要請手続

市長は、知事に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請を依頼する予定の事項は次のとおりである。

- (1) 車両、航空機による広報の支援
- (2) 航空機等による緊急輸送の確保
- (3) 住民の避難、誘導についての支援
- (4) 水防の応急措置
- (5) 情報の収集、通信の支援
- (6) 医療手段等の提供等のための体制の準備

2 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第8節 消防活動に関する計画（震災）

第1項 計画目標

○東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 実施責任

消防本部

第3項 対 策

- (1) 消防職、団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、消防団等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。

第9節 社会秩序維持計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部

第3項 対 策

1 予想される混乱

- (1) 地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話等の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 市の実施事項

市長は、県及び警察の東海地震に関連する情報等により、各種混乱の生じるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。

また、状況に応じて市災害対策本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、県が状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

また、警察本部の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

3 三重県警察本部の実施する対策（警察）

東海地震注意情報を受けた場合における、警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察防災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

東海地震注意情報を受けた場合は、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

ア 災害警備本部の設置

災害警備活動を統括するため、警察本部に「三重県警察災害警備本部」を、警察署に「警察署災害警備本部」を設置する。

イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

(2) 警戒警備活動重点

ア 情報の収集・伝達

イ 住民等への情報伝達活動

ウ 社会秩序の維持

エ 交通対策

- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な事項

第10節 ライフライン施設応急対策計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 実施責任

地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部

第3項 対 策

1 飲料水等の供給

(1) 警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。また、発災に備えて生活用水など「水を汲み置く」よう広報する。

項 目		内 容
広報の 内容	飲料水	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽などを利用する。
	水質の確保	汲み置き水はふた等をかける。
	貯留水の流出防止	汲み置き容器の転倒防止等くみ置き水の流出防止策を講じる。
広報の 方法	1 広報車をもって実施する。 2 名張市指定給水装置工事事業者の店頭に掲示の掲示を依頼する。	

(2) 人員、資機材の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災に備えて、情報連絡網の確保、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資機材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、地震発生時には拠点給水体制をとるものとする。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。

イ 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全対策を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行う。

なお、水道施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じて安全強化措置を講じる。

第11節 交通対策計画（震災）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、車両等が停留して一般道路の交通が著しく混雑するとともに、緊急輸送道路等の交通も麻痺状態になることが予想される。この場合、警察等の関係機関は、各機関が定める計画や法令に基づき交通対策を実施することから、市は、関係機関と連携し安全の確保を図りつつ、運行の確保に努める。
- 公共交通機関は、警戒宣言が発せられた場合、各機関の定める計画により、安全の確保を図りつつ、運行の確保に努めるものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対策

1 運転者のとるべき措置

車両等の運転者は、次のような措置をとることにより、安全の確保を図ると同時に、混乱の防止に協力するものとする。

(1) 車の運転中に警戒宣言が発せられたとき

- ア 警戒宣言が発せられた事を知ったときは、地震の発生に備えてただちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- イ 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に止めて避難するときは、道路左側に駐車しエンジンを止めエンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

2 道路交通対策（警察）

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとする。
- ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限

り原則として制限しない。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

エ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとする。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

(ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

イ 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記イの緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。

エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急輸送車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災対策部、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において行う。

3 道路管理者のとるべき措置

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた際には、道路管理者は、避難所周辺等の道路において、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を行う。

(2) 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

4 公共輸送機関

東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。

(1) 鉄道

ア 近畿日本鉄道株式会社

(ア) 列車の運行

- a 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- b 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- c 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。
- d 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(イ) 旅客の案内等

- a 東海地震注意情報発表を確認したとき及び警戒宣言が発せられた場合は、強化地域では列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧めるものとする。
- b 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

(2) バス(一般乗合旅客自動車運送事業者)

- ア 運行路線にかかわる山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- イ 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。
- ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとする。
- エ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。
- オ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第12節 食料、生活必需品確保計画（震災）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市及び防災関係機関の緊急物資の供給は、これを補完するものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・上下水道部

第3項 対 策

1 食料の確保

(1) 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は関係機関と密接な連絡をとり米穀の確保を行うものとする。

(2) パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

2 生活必需品の確保

寝具等の生活必需品の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助を要請するものとする。

3 飲料水の確保

飲料水の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助を要請するものとする。

4 その他、市が実施する対策

- (1) 山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外からの旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (2) 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- (5) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (6) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (7) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (8) 応急復旧体制の準備をする。

第13節 医療・救護計画（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講じる。

第2項 実施責任

地域環境部・福祉子ども部・消防本部・市立病院

第3項 対 策

市災害対策本部は、次の措置を行う。

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発せられた場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- (3) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- (5) 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第14節 公共施設等対策計画（震災）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、市は、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。
- 民間施設及び事業所に対して、警戒宣言が発せられた場合、混乱を防止し安全を確保するための措置がとれるように要請する。

第2項 実施責任

関係各部

第3項 対 策

1 公共施設（市が管理又は運営する施設）

（1）道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとるものとする。

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

（2）河川等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は直ちに所管する河川及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

（3）ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

（4）不特定多数が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

ア 警戒宣言、地震予知情報等の来庁者・来訪者等への伝達

イ 来庁者・来訪者等の安全確保のための避難等の措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

カ 消防用設備等の点検、整備と事前配備

キ 緊急応急対策の実施上重要となる庁舎等の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機、新エネルギーを活用した発電設備等による非常電源の確保

(イ) 無線通信機器等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事の中断

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止・落下倒壊防止・補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等

貯水確保に配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講ずる。

ア コンピュータ本体の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業者に対する指導）

消防法（昭和23年法律第186号）等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

イ 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

(2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

(3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

(4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

(5) 自衛消防組織に関すること。

(6) 工事中の建築物等の工事中断等の措置に関すること。

(7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

(8) 施設、消防用設備等の点検に関すること。

(9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第15節 市民のとりべき措置（震災）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 実施責任

関係各部

第3項 対 策

1 市民のとりべき措置

(1) 平常時

ア 日頃から出火の防止に努める。

(ア) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

(イ) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損や転倒しないように措置しておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

(ウ) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検する。

イ 消火用具を準備する。

消火器やバケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

ウ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

(ア) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。

(イ) 家具の上に物を置かないようにする。

(ウ) 窓ガラスの飛散防止のため、飛散防止フィルムを張り付ける。

(エ) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないように措置する。

(オ) ブロック塀等の点検補修をする。ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置をする。

エ 食料や非常持出し品を準備しておく。

(ア) 家族が必要とする最低3日（できれば1週間）分以上の食料、飲料水を準備しておく。

(イ) 三角巾、ばんそうこうなどの医薬品を備蓄しておく。

(ウ) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。

(エ) ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を備えておく。

オ 家族で対応措置を話し合っておく。

(ア) 警戒宣言時及び地震発生時の役割を取り決めておく。

(イ) 警戒宣言時は家族の行動を確認しあっておく。

カ 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

キ 緊急時等の連絡先番号については、あらかじめメモしておく。

(2) 注意情報の発表（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで情報に注意するとともに冷静に行動する。

ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

イ 落ち着いた行動をとる。

- ウ 電話の使用を自粛する。
- エ 自動車の利用を自粛する。
- (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで
 - ア 情報の把握を行う。
 - (ア) 防災信号を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオ、スマートフォン等から情報を入手する。
 - (イ) 市、消防署、警察署等防災機関の情報に注意する。
 - (ウ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせあう。
 - イ 火気の使用に注意する
 - (ア) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (イ) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - (ウ) ガスメータコックの位置を確認する。
 - (エ) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - (オ) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (カ) 危険物類の安全措置を点検する。
 - ウ 消火器、三角消火バケツの置き場所、消火用水を確認する。
 - エ 家具類の転倒防止措置を確認する。棚の上の重いものを降ろす。
 - オ ブロック塀の点検をする。危険箇所はロープを張るなど付近に立ち寄らないような措置をとる。
 - カ 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (ア) 窓ガラスに飛散防止用テープを貼る。
 - (イ) ベランダの植木ばち等を片付ける。
 - キ 飲料水のくみ置きをする。
 - ク 食料、医薬品、防災用品を確認する。
 - ケ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
 - コ 電話の利用を自粛する。
 - サ 自動車の利用を自粛する。
 - (ア) 車両はできる限り使用しない。
 - (イ) 路上に駐車中の車両は速やかに空き地や駐車場に移す。
 - シ 幼児、児童の行動に注意する。
 - (ア) 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
 - ス 冷静に行動し、不要、不急の外出、旅行は見合わせる。
 - セ エレベーターの使用は避ける。
 - ソ 近隣相互間の防災対策を再確認する
 - タ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
 - チ 買い急ぎをしない。

2 自主防災組織のとりべき措置

- (1) 平常時
 - ア 組織の役割分担を明確にする。
 - イ 組織の活動訓練や教育・演習を実施する。
 - ウ 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握する。

- エ 情報の伝達体制を確立する。
 - オ 避難行動要支援者の把握
- (2) 注意情報の発表（報道開始時）から発災まで
- ア 市、消防署等からの情報を地区内住民に知らせる。
 - イ 自主防災組織本部の設置を行う。
 - ウ 地域内住民に、とるべき措置を呼びかける。
 - エ 資機材の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
 - オ 街頭消火器等の点検、消火用水の確保を行う。
 - カ 避難行動要支援者の安全に配慮し、必要があるときは早めに安全な場所への避難誘導を行う。
 - キ 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童に対して注意する。
 - ク 救急医薬品等を確保する。
 - ケ 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認をする。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下物による危険防止措置、防火用品の備蓄ならびに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む）に基づいて措置し、地震防災対策強化地域判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- ア 名張市地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容を考慮した実効性のあるものとする。
 - (ア) 組織の役割分担を明確にする。
 - (イ) 組織の活動訓練や教育・演習を実施する。
- イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- ウ 責任者の在、不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- エ 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- オ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

(2) 注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの措置

- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- イ 自衛消防隊等自主防災体制を確認する。
- ウ 消防計画に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- エ その他の状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- ア 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配置等の警戒体制を確立する。
- イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- ウ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等をとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- エ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生

- 活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する施設にあつては、混乱防止のため営業を自粛するものとする。
- オ 火気使用施設、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全対策を講じる。また、薬品等の混触発火及び流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- カ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消防用水を含む）等の保安措置を講じる。
- キ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下防止、破損防止措置を確認する。
- ク 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に県・市町・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- ケ バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- コ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- サ 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄駅及び路上の混雑状況を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。